

居宅介護支援（介護予防支援）重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人三条市社会福祉協議会
法人所在地	三条市東本成寺2番1号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	会長 外山 迪子
電話番号	0256-33-8511

2. 運営の目的と方針

要介護状態(要支援状態)等にある利用者に対し適切な居宅介護支援（介護予防支援）サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画書）」等(以下「計画書」という)の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1)居宅介護支援（介護予防支援）事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンターさんじょう社協
所在地	三条市東本成寺2番1号
居宅介護支援介護保険指定	1570400984
介護予防支援介護保険指定	
サービス提供地域	三条市

(2)職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1人
主任介護支援専門員	居宅介護支援（介護予防支援）サービス等に係わる業務	1人以上
介護支援専門員	居宅介護支援（介護予防支援）サービス等に係わる業務	1人以上

(3)勤務体制

平日 (月)～(金)	午前8時30分～午後5時15分 原則として、土・日・祝日及び年末年始 (12月29日から翌年1月3日)を除く
緊急連絡先	携帯電話への転送等にて24時間対応

(4)居宅介護支援（介護予防支援）サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析の方法	MD s -HC（状態に応じて別の課題分析表）等を使用し、厚生労働省の標準課題項目に準じて最低1月に1回利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う（介護予防支援は最低3月に1回利用者の居宅を訪問）
研 修 の 参 加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担 当 者 の 変 更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相 談 窓 口	社会福祉法人三条市社会福祉協議会
担 当 者	佐藤 真奈美
苦情解決責任者	前田 雄一
電 話 番 号	0 2 5 6 - 3 3 - 8 5 1 1
対 応 時 間	午前8時30分から午後5時15分

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、苦情解決責任者が必要と判断した場合は、苦情解決責任者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

三条市役所福祉保健部高齢介護課	電話番号	0 2 5 6 - 3 4 - 5 4 7 5
新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号	0 2 5 - 2 8 5 - 3 0 2 2

5. 事故発生時の対応

居宅介護支援（介護予防支援）の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

6. 緊急時の対応方法

事業者は緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援(介護予防支援)事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証や在宅療養手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、利用者または家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取扱いのためのガイドランス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

9. 秘密の保持

- ①事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・居宅介護支援(介護予防支援)の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の居宅サービス(介護予防サービス)事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は「計画書」に位置付けた居宅サービス(介護予防サービス)事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる「計画書」原案を提示することはいたしません。
 - ・「計画書」等の原案に位置付けた居宅サービス(介護予防サービス)等について、居宅サービス(介護予防サービス)等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集や、やむを得ない場合には照会等により、当該「計画書」等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪

問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス（介護予防サービス）事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

1 1. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援（介護予防支援）事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

当事業者は、居宅介護支援（介護予防支援）の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が、各自1通を保有するものとします。

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、

- ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。
- イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能とします。